

法改正に伴う空き家対策マニュアルの作成及び改訂について

1 背景

令和 5 年 6 月 1 4 日に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家特措法）の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 1 2 月 1 3 日に施行された。

改正空家特措法では、以下の項目が新たに規定され、市町村の役割が追加された。

- 空家等活用促進区域の指定、空家等活用促進指針の策定
- 空家等管理活用支援法人の指定
- 管理不全空家等の措置

2 目的

埼玉県空き家対策連絡会議において、平成 2 7 年度から空家特措法関連のマニュアルの整備を行っており、今回の法改正においても市町村が実務を行うために、新たに規定された項目に即したマニュアルを整備する。

また、過去に作成した既存マニュアルについても、法改正を反映させ改訂する。

2 取組内容

(1) 新規マニュアルの作成

- 空家等活用促進区域指定・空家等活用促進指針策定マニュアル（仮）
- 空家等管理活用支援法人指定・監督マニュアル（仮）
- 管理不全空家等判定方法マニュアル（仮）
- 管理不全空家等に対する指導等手順マニュアル（仮）

(2) 既存マニュアルの改訂

- 空家等対策計画モデル計画
- 空き家相談窓口対応マニュアル
- 特定空家等判定方法マニュアル
- 特定空家等に対する指導手順マニュアル
- 行政代執行マニュアル
- 3 0 0 0 万円控除事務処理マニュアル
- その他

3 検討事項

- マニュアル作成の必要性・優先順位・作成時期（スケジュール）の確認
- 新規マニュアルに盛り込む内容の確認
- 専門部会の運営方法

※上記検討事項について、市町村を対象にアンケート実施

※アンケート結果を基に専門部会の立ち上げを予定